

## 佐賀県 P P P / P F I 手法導入優先的検討の手續に関する規程

### 1 総則

#### ( 1 ) 目的

本規程は、本県における公共施設等の整備等について、P P P / P F I 手法の導入を優先的に検討するために必要な手續を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって県内経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### ( 2 ) 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

##### P F I 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）

##### 公共施設等

P F I 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等

##### 公共施設整備事業

P F I 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

##### 利用料金

P F I 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金

##### 運営等

P F I 法第 2 条第 6 項に規定する運営等

##### 公共施設等運営権

P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権

##### 整備等

公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。

##### 優先的検討

本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な P P P / P F I 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること。

( 3 ) 対象とする P P P / P F I 手法

本規程の対象とする P P P / P F I 手法は、次に掲げるものとする。

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法            | 公共施設等運営権方式<br>指定管理者制度<br>包括的民間委託<br>O ( 運営等 Operate ) 方式                                                                                                                                                                                                       |
| 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法 | BT O 方式 ( 建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate )<br>BOT 方式 ( 建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer )<br>BOO 方式 ( 建設 Build-所有 Own-運営等 Operate )<br>DBO 方式 ( 設計 Design-建設 Build-運営等 Operate )<br>RO 方式 ( 改修 Rehabilitate-運営等 Operate )<br>ESCO ( Energy Service Company ) |
| 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法     | BT 方式 ( 建設 Build-移転 Transfer ) ( 民間建設買取方式 )<br>民間建設借上方式                                                                                                                                                                                                        |

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために、基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

3 優先的検討の対象とする事業

次の ( 1 ) 及び ( 2 ) に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

( 1 ) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

建築物又はプラントの整備等に関する事業

利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

( 2 ) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

事業費 ( 建設、製造又は改修を含むものに限る。 ) の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業

単年度の事業費 ( 運営等のみを行うものに限る。 ) が 1 億円以上の公共施設整備事業

### (3) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

既に P P P / P F I 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業  
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業  
民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業  
災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

## 4 検討体制

総務部長を委員長とし、関係課等で構成する「佐賀県 P F I 手法導入検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、民間活力導入に伴う全庁的な取組の統一化を図り、導入の適否及び最適な事業手法の検討を行う。

## 5 適切な P P P / P F I 手法の選択

### (1) 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の 6 の簡易な検討又は 7 の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な P P P / P F I 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

### (2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、評価を経ず、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

#### 指定管理者制度

次の 6 の簡易な検討及び 7 の詳細な検討の省略

当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における B T O 方式

次の 6 の簡易な検討を省略し、7 の詳細な検討を実施

民間事業者から P P P / P F I に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

次の 6 の簡易な検討を省略し、7 の詳細な検討を実施

## 6 簡易な検討

### ( 1 ) 費用総額の比較による評価

別紙の P P P / P F I 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

5 において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

公共施設等の運営等の費用

民間事業者の適正な利益及び配当

調査に要する費用

資金調達に要する費用

利用料金収入

### ( 2 ) その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、( 1 ) にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、委員会の意見を踏まえた上で、採用手法の導入の適否について、評価することができるものとする。

民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

類似事例の調査を踏まえた評価

## 7 詳細な検討

6 の簡易な検討において、採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、委員会の意見を踏まえた上で、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

## 8 事業手法の決定

事業実施部局は、委員会の意見等を踏まえ、P P P / P F I 手法の導入の適否及び最適な事業手法を決定するものとする。

## 9 評価結果の公表

簡易な検討又は詳細な検討の結果、P P P / P F I手法の導入に適しないと評価した場合には、導入しないと評価した旨及び評価内容を、県ホームページ上で公表するものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から適用する。

## PPP／PFI手法導入優先的検討フロー

① PPP／PFI手法導入の検討開始（基本構想・基本計画の策定前までに）



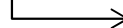
② 対象事業への該当の有無

対象



対象外

検討対象外  
（従来手法により実施）



③ 適切なPPP／PFI手法の選択



④ 簡易な検討（庁内での検討）

有効



不利

不採用  
（評価結果公表）



⑤ 詳細な検討  
（専門業者による調査検討）

有効



不利

不採用  
（評価結果公表）



事業実績に照らし、  
採用手法の導入が  
適切と認められる場合



PPP／PFI手法を導入

# PPP/PFI手法簡易定量評価調書

|               | 従来型手法<br>(公共施設等の管理者等が自ら<br>整備等を行う手法) | 採用手法<br>(候補となるPPP/PFI手法) |
|---------------|--------------------------------------|--------------------------|
| 整備等(運営等を除く)費用 |                                      |                          |
| <算出根拠>        |                                      |                          |
| 運営等費用         |                                      |                          |
| <算出根拠>        |                                      |                          |
| 利用料金収入        |                                      |                          |
| <算出根拠>        |                                      |                          |
| 資金調達費用        |                                      |                          |
| <算出根拠>        |                                      |                          |
| 調査等費用         |                                      |                          |
| <算出根拠>        |                                      |                          |
| 税金            |                                      |                          |
| <算出根拠>        |                                      |                          |
| 税引後損益         |                                      |                          |
| <算出根拠>        |                                      |                          |
| 合計            |                                      |                          |
| 合計(現在価値)      |                                      |                          |
| 財政支出削減率       |                                      |                          |
| その他(前掲条件等)    |                                      |                          |

## PPP/PFI手法簡易定量評価調書記載の根拠

### (1)従来型手法による場合の費用(PSC)の算定根拠

|                    |  |
|--------------------|--|
| 公共施設等の整備(運営等を除く)費用 |  |
| 公共施設等の運営等の費用       |  |
| 民間事業者の適正な利益及び配当    |  |
| 調査に関する費用           |  |
| 資金調達に要する費用         |  |
| 利用料金収入             |  |

### (2)採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

|                    |  |
|--------------------|--|
| 公共施設等の整備(運営等を除く)費用 |  |
| 公共施設等の運営等の費用       |  |
| 利用料金収入             |  |
| 資金調達に要する費用         |  |
| 税金                 |  |
| 民間事業者の適正な利益及び配当    |  |

### (3)その他の仮定

|      |  |
|------|--|
| 事業期間 |  |
| 割引率  |  |